

京都市個人情報保護審査会答申第52号の概要

答申年月日	平成20年10月29日
請求内容	総務局監察室の持つ私の記録全部
請求者	本人
所管課	総務局監察室
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 市民から寄せられる通報の内容が法令違反等に関するものであれば、所管部局と連携して必要な調査を実施している。所管部局の業務の執行中に生じた市民との紛争や、職員の法令違反にまで至らない対応等に関する苦情であれば、総務局監察室で取り扱うべき対象ではないことから、原則として、所管部局へ直接連絡していただくよう求めるか、あるいは総務局監察室で聞いた内容を所管部局へ伝え、所管部局において責任のある対応を行うよう依頼している。</p> <p>2 異議申立人との電話の内容は、①個人情報開示請求に関し、請求先の教育委員会が誠実な対応をしないというもの、②教職員が異議申立人の御子息の中学校退学問題を取り扱う会議へ出席する場合、教育委員会が出張扱いとしないというものであった。</p> <p>3 ①については、総務局総務部文書課において対応すること、また②については総務局監察室において処理すべき案件ではないと伝え、対応が終了した。このため、いずれの事案も、総務局監察室で取り扱うべき対象ではないと判断したため、文書の作成を行わなかった。</p>
異議申立人の主張	公文書作成を指示したにもかかわらず、作成していないという理由は理不尽である。
審査会の判断	<p>1 異議申立人は電話内容の記録を作成するよう指示したにもかかわらず、作成していなかったことを理不尽と主張しているが、当該電話の内容は総務局監察室で取り扱うべき対象でないと判断したため、公文書の作成を行わなかったものである。</p> <p>2 実施機関の主張について、総務局監察室の業務の内容からみて、本件電話の内容が総務局監察室で取り扱うべき対象ではないことを考慮すると、異議申立人の記録が作成されなかったことは、特段、変則的で合理性を欠く処理とはいえ、また、当該個人情報が存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。</p> <p>3 以上の点から、実施機関が行った本件処分について、不当であるとは認められないと判断する。</p>